

指名停止等一覧表

(期間 令和元年7月1日～令和元年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
東亜道路工業(株)	東京都港区六本木7丁目3番7号	令和1年7月17日	令和1年8月16日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	東亜道路工業(株)は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する価格カルテルを結んだとして、令和元年6月20日付け公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められ、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者として公表されたため。
ニチレキ(株)	東京都千代田区九段北4丁目3番29号					ニチレキ(株)は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する価格カルテルを結んだとして、令和元年6月20日付け公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められ、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
(株)ムラカミ緑化	上川郡新得町屈足柏町東1丁目1番地	令和1年8月7日	令和1年10月6日	2ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局十勝西部森林管理署管内にて平成26年度及び平成29年度の複数の事業において、森林整備事業を執行中に、砂利数数量が契約書に記載されている事業内訳書の実行数量より少ない数量で実行したにもかかわらず、事業内訳書の数量で実行したように、砂利数数量の伝票を書き換えて報告を行い、国に損害を与えたため。

(期間 令和元年7月1日～令和元年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
(株)NIPPO	東京都中央区京橋1丁目19番11号	令和1年8月27日	令和1年9月26日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	(株)NIPPOは、道路舗装工事に使用するアスファルト合材の需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する価格カルテルを結んだとして、令和元年7月30日付け公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められ、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象にならない違反事業者として公表されたため。
世紀東急工業(株)	東京都港区芝公園2丁目9番3号					各業者は、道路舗装工事に使用するアスファルト合材の需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する価格カルテルを結んだとして、令和元年7月30日付け公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められ、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
前田道路(株)	東京都品川区大崎1丁目11番3号					
東亜道路工業(株)	東京都港区六本木7丁目3番7号					

(期間 令和元年7月1日～令和元年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
鹿島道路(株)	東京都文京区後楽1丁目7番27号	令和1年8月27日	令和1年10月26日	2ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	各業者は、道路舗装工事に使用するアスファルト合材の需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する価格カルテルを結んだとして、令和元年7月30日付け公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められ、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
大成ロテック(株)	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号					
大林道路(株)	東京都千代田区神田猿樂町2丁目8番8号					

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。